

第

記載例

建植広告板

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者（申請者）

住所氏名電話番号（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者

住所氏名電話番号資格記

広告物等の種類	広告板					
表示又は設置の場所	〇〇区△△1丁目1番					
設置年月日	平成 〇年 〇月 〇日	点検年月日	令和 〇年 〇月 〇日			
前回許可年月日・番号	令和 〇年 〇月 〇日		第 □□□ 号			
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準				異常の内容と改善の内容
		良好	経過観察	要改善	対象外	
上部基礎部・構造部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○				
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	○				
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○			錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○				
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	○				
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○				
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	○				
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常				○	
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			○		欠落していたビスを補填
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○				
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			○		水抜き孔が詰まっていたため清掃
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○			表示面の褪色が進んでいるが、安全上の問題はなし
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			○		不点灯の電球を交換
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○				
	3 周辺機器の劣化、破損	○				
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	○				
	2 避雷針の腐食、損傷				○	
	3 その他点検した事項（ ）				○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

屋 外 廣 告 物 安 全 点 検 報 告 書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者（申請者）

住 所

氏 名

電 話

()

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者

住 所

氏 名

電 話

()

資 格

記

広告物等の種類		広告塔						
表示又は設置の場所		〇〇区△△1丁目1番						
設置年月日		平成 〇年 〇月 〇日			点検年月日		令和 〇年 〇月 〇日	
前回許可年月日・番号		令和 〇年 〇月 〇日			第 □□□ 号			
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準				異常の内容と改善の内容		
		良好	経過観察	要改善	対象外			
上部基礎部・構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○						
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	○						
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○			錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし		
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○						
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			○		ボルトに緩みが見られた箇所について、締め直しを実施		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○						
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	○						
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	○						
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	○						
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○						
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり				○			
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○			表示面の変色が進んでいたため、再塗装を実施		
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			○		破損していた電球を交換		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○						
	3 周辺機器の劣化、破損	○						
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	○						
	2 避雷針の腐食、損傷	○						
	3 その他点検した事項（ ）				○			

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

屋 外 広 告 物 安 全 点 検 報 告 書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者（申請者）

住 所

氏 名

電 話

()

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者

住 所

氏 名

電 話

()

資 格

記

広告物等の種類		広告板						
表示又は設置の場所		〇〇区△△1丁目1番						
設置年月日		平成 〇年 〇月 〇日			点検年月日		令和 〇年 〇月 〇日	
前回許可年月日・番号		令和 〇年 〇月 〇日			第 □□□ 号			
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準				異常の内容と改善の内容		
		良好	経過観察	要改善	対象外			
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○						
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき				○			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○			錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし		
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○						
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	○						
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○						
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			○		ブラケットカバーが歪んでいたため、交換		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	○						
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	○						
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			○		表示面板押さえの錆が進行していたため、交換		
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	○						
	4 表示面の汚染、変色、はく離	○						
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	○						
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○						
	3 周辺機器の劣化、破損	○						
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損			○		振れ止め棒が変形していたため、交換		
	2 避雷針の腐食、損傷				○			
	3 その他点検した事項（ ）				○			

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

第

記載例

壁面広告板

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者（申請者）住所氏名電話番号（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者住所氏名電話番号資格記

広告物等の種類	広告板					
表示又は設置の場所	〇〇区△△1丁目1番					
設置年月日	平成 〇年 〇月 〇日	点検年月日	令和 〇年 〇月 〇日			
前回許可年月日・番号	令和 〇年 〇月 〇日 第 □□□ 号					
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準				異常の内容と改善の内容
		良好	経過観察	要改善	対象外	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○				
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき				○	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○			錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○				
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	○				
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○				
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			○		コーキングが劣化していたため、再度コーキングを実施
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	○				
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			○		表示面板が変形していたため、交換
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○				
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	○				
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○			表示面の変色が進んでいたため、再塗装を実施
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			○		不点灯の電球を交換
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○				
	3 周辺機器の劣化、破損			○		変圧器の錆が進んでいたため、交換
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	○				
	2 避雷針の腐食、損傷				○	
	3 その他点検した事項（ ）				○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

（日本産業規格A列4番）